

聞いて考え議論する。

燕市まちづくり基本条例

市民フォーラム



とき

11/13(土)

午前9時30分～正午

ところ 吉田公民館 講堂(3F)

まちづくりの

主人公はあなたです!

内容

燕市まちづくり基本条例市民検討会議による提言書の提出と発表

テーマ 「まちづくりに向けた想い」

発表するのは、次のみなさんです。

市民公募委員 (五十音順・敬称略)

池田 信行(下太田)	齋藤 久美子(吉田寿町)
市川 弘 (分水新町一丁目)	清水 裕 (熊森)
今井 耕治(中島)	下村 篤 (熊森)
宇佐美 弘(吉田旭町三丁目)	竹井 満喜子(宮町)
遠藤 貴子(吉田曙町)	田邊 松夫(大川津)
長田 達朗(吉田弥生町)	中村 みのる(吉田神田町)
小原 佑介(又新)	早川 英夫(吉田東栄町)
小柳 保男(勘新)	藤森 則久(大曲)
加藤 一夫(雀森)	本間 稔 (灰方)
川瀬 信子(新生町)	安田 和正(分水東学校町)
小林 正美(吉田旭町三丁目)	山田 良兵(下諏訪)
小林 由美子(八王寺)	鷲澤 文忠(分水学校町)

解説 新潟大学法学部 南 眞二 教授
新潟大学院実務法学研究科 馬場 健 准教授

パネルディスカッション

テーマ 「これからのまちづくりについて」

パネリスト：市民検討会議メンバー、
新潟大学 馬場准教授、燕市長 鈴木 力

問い合わせ先

燕市 企画調整部 企画政策課

TEL 0256 - 92 - 2111(内線 243)

FAX 0256 - 92 - 2110

メールアドレス kikaku@city.tsubame.niigata.jp

来れば分かります！私も、あなたも

まちづくり基本条例とは

まちづくり基本条例は、まちづくりに関わるさまざまな担い手の皆さんの役割を明らかにするとともに、まちづくりの基本となる仕組みやルールを定め、その基本ルールをまちづくりに関わるすべての人が共有して、みんなが一緒に考え、協力してまちづくりを進めていくための条例です。

まちづくりの重要なポイント

みんなの力でまちづくりを進める(協働)

まちづくり基本条例に定められる大切な項目に「協働」があります。地域の公共的課題は、行政が主体となって解決すべきものから、市民主体で解決できるものまでさまざまです。市民、市議会、行政の役割や、お互いに連携したり、協力したりする仕組みを明らかにして、協働でまちづくりを進めることで、地域の公共的課題をより良い形で解決していくことができます。

みんなの声を市政に届ける (市民参画)

「市民参画」も、この条例の大切な項目の一つです。市民の皆さんの意見を市政に生かす制度や、参加の仕組みを明らかにして、誰もが市政運営に参加しやすくなることで、みんなの声をより反映したまちづくりを進めることができます。

みんなで目標や課題を 共有する(情報共有)

みんながまちづくりに参加し、協働していくために大切なことが「情報共有」です。情報共有のためのルールを明らかにして、市民、市議会、行政が持っている情報を持ち寄ることで、地域の公共的課題などが共有され、みんなが同じ目標のもとでまちづくりを進めることができます。

燕市まちづくり基本条例に関するQ&A

Qなぜ、まちづくり基本条例が必要なの？

A燕市のまちづくりの在り方を明らかにするためです。

これまでの全国で横並びのまちづくりから、「地域のことは地域で考え、地域の責任で決める」という“自己決定・自己責任”によるまちづくりへと考え方が大きく変わってきていて、市町村の役割はどんどん増えてきています。

また、急激な社会経済情勢の変化、市民のニーズや価値観の多様化などにより、いろいろな地域の公共的課題が発

生じてきて、これらの課題を行政だけで解決することが難しくなってきています。今後は、自分たちのまちの公共的課題をより良く解決していくために、みんなで考え、決定し、行動していくことが必要になります。そこで、まちづくりに関わる全ての人々が共有できる、新しいまちづくりのシステムや基本ルールとして、『まちづくり基本条例』が必要なのです。

まちづくりの重要なポイント

まちづくりにおける「役割分担」が重要です

これからのまちづくりは、行政主導の地域の公共的課題解決の仕組みを見直して、まちづくりに関わる様々な担い手の人たちがお互いに協力して取り組んでいくことが求められています。そのためには、様々な担い手の人たちがお互いの立場や役割を理解し合い、まちづくりを担うパートナーとして信頼関係を構築していくことが必要です。

市民の権利と役割

地域コミュニティの役割 (自治会、まちづくり協議会)

市民活動団体の 役割

事業者等の役割



市議会の役割

市の役割 市の職員の役割

Q この条例の制定に向けて、どんな取り組みをしてきたの？

A 市民の皆さんと市職員が協働で、白紙の状態から素案を創り上げました。

まちづくり基本条例の素案を策定するため、市民公募委員の25人と市の職員委員15人の総勢40人で組織する「燕市まちづくり基本条例市民検討会議」は、平成21年度に取り組みを開始しました。その後、2カ年にわたり自分たちのルールとしてみんなが共有することができる条例を目指して、市民のみなさんと

市職員がお互いに学び合い、協力し合いながら、それぞれの視点で対話や検討を重ねてきました。

Qこの条例ができると何が変わるの？

A「市民主体のまちづくり」をより進めることができます。条例ができたからといって、目に見える形でわたしたちの生活が大きく変化するというではありませんが、条例の考え方を基本として、みんなが一緒に考え、行動していくことで、燕市をより魅力あるまちにすることができます。